

熊本県公報

号外 第30号
平成18年6月30日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則
 - 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) 1
 - 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 2
 - 熊本県野外劇場条例施行規則の一部を改正する規則……………(観光物産総室) 6
- 訓 令
 - 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(税 務 課) 6
- 登 載 依 頼
 - 熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則……………(体育保健課) 7
 - 熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程……………(企業局経営課) 7

規 則

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第51号

熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。
第1条の2を次のように改める。
(就業の場所から勤務場所への移動等)
第1条の2 条例第2条第7項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。
(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動
(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動
ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所
イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所
ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの
2 条例第2条第7項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。
(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項
(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定
3 条例第2条第7項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。
第1条の3中「第2条第5項ただし書」を「第2条第8項ただし書」に改める。
第10条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削る。
第16条第1項中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、第22号を削る。
附則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。
附則第6項中「等級」を「障害等級」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。
別記第12号様式別記8(2)イ中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同様式別記9中「10万円」を「20万円」に改める。
別記第19号様式の福祉事業記録簿中

| | | |
|--------|--|--|
| 介護人の派遣 | | |
|--------|--|--|

| | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|----|
| 介護用機器 | | | | | を |
| 在宅介護のための住宅 | | | | | |
| 「 | | | | | |
| 在宅介護を行う介護人の派遣 | | | | | に、 |
| 」 | | | | | |
| 「 | | | | | |
| 長期家族介護者援護金 | | | | | を |
| 身体障害者用自動車 | | | | | |
| 」 | | | | | |
| 「 | | | | | |
| 長期家族介護者援護金 | | | | | に |
| 」 | | | | | |

改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成18年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 新規則第1条の2の規定は、平成18年4月1日（この項において「適用日」という。）以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、適用日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。
- 新規則第16条第1項各号の規定は、この規則の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、施行日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第52号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第29号様式を次のように改める。

別記第29号様式（第19条の4関係）

年度 月 個人 の 県 民 税 の 賦 課 (異 動) 状 況 報 告 書

熊本県 地域振興局長 事務所長 様

年 月 日

熊本県税条例第32条第1項(第2項)の規定による個人県民税の賦課(異動)状況を次のとおり報告します。

(単位:人、円)

| 課税額の内訳 | 総合課税 | | | | 所得割のみ | | | | 合計 | | ① | | ② | | ③ | | 本年度調定となるもの ①+②-③=④ | 区分 |
|--------|------|----|----|-------|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----------------------|-------|
| | 均等割 | 税額 | 人員 | 課した人員 | 税額 | 人員 | 合計 | 税額 | 人員 | 税額 | 人員 | 税額 | 人員 | 税額 | 人員 | 税額 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 県民税 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 市町村民税 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 県民税 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 市町村民税 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 合計 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 合計 |

| | |
|--------------|-------------------|
| 特定あん分率 (6月末) | $\frac{D-B}{C-A}$ |
| 確定あん分率 (3月末) | $\frac{D}{C}$ |

別記第29号の4様式を次のように改める。
別記第29号の4様式（第19条の6関係）

年度個人県民税徴収取扱費概算・精算計算書

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長

年 月 日

様

市町村長

熊本県税条例第35条第2項の規定により、個人の県民税の徴収取扱費の計算書を提出します。

| 区 分 | 申 請 額 等 A | 既 交 付 額 等 B | 今 回 交 付 額 等 C (A - B) |
|--|--------------|----------------|--------------------------|
| (1) 当該年度に賦課決定した納税義務者数に係るもの (納税義務者数×政令で定める額) | ※ 人 円 | 人 円 | 人 円 |
| (2) 平成18年度以前賦課決定分の通知書数に係るもの (60円×通知書枚数) | 枚 円 | 枚 円 | 枚 円 |
| (3) 平成18年度以前賦課決定分の払込額に係るもの | 本 税 | 円 | 円 |
| | 税 外 | 円 | 円 |
| | 計 | 円 | 円 |
| 払込額計×(7/100) | 円 | 円 | 円 |
| (4) 歳出還付した個人県民税の過誤納額 | 円 | 円 | 円 |
| (5) 上記過誤納額に係る還付加算金額 | 円 | 円 | 円 |
| (6) 個人県民税の納期前納付に対する報奨金額 | 円 | 円 | 円 |
| (7) 所得割から控除しきれなかった県が還付すべき配当割額又は株式等譲渡所得割額 | 円 | 円 | 円 |
| 徴収取扱費の合計額 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7) | 円 | 円 | 円 |

(注) 提出期限及び記入要領等は、次のとおりです。

| 番号 | 提出期限 | 区 分 | 記 入 要 領 等 |
|----|--------|-------|---|
| ① | 6月20日 | 精算計算書 | A欄：前年度払込等に属する全払込額等 B欄：前年度における④のA欄を転写 ※ 当該年度の確定納税義務者数 |
| ② | | 概算計算書 | A欄：当該年度払込等に属する4月1日から5月31日までの全払込額等 B欄：空欄 C欄：A欄に同じ ※ 当該年度の納税義務者数×1/3 |
| ③ | 10月20日 | 概算計算書 | A欄：当該年度払込等に属する4月1日から10月10日までの全払込額等 B欄：②のA欄を転写 ※ 当該年度の納税義務者数×2/3 |
| ④ | 3月20日 | 概算計算書 | A欄：当該年度払込等に属する4月1日から3月10日までの全払込額等 B欄：③のA欄を転写 ※ 当該年度の納税義務者数 |

別記第48号の3の5様式（その2）中「営業開始日」を「事業開始日」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別記第48条の3の5様式の改正規定は、公布の日から施行する。
（個人の県民税に関する規定の適用）
- 2 改正後の熊本県税条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第29号様式にかかわらず、平成18年度分の個人の県民税の賦課に関する報告に係る様式については、なお従前の例による。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県税条例施行規則の規定に基づいて提出されている軽油引取税特別徴収義務者登録申請書は、新規則の相当規定に基づいて提出された軽油引取税特別徴収義務者登録申請書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県野外劇場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第53号

熊本県野外劇場条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県野外劇場条例施行規則（昭和62年熊本県規則第10号）の一部を次のように改正する。

- 第2条から第4条までを削る。
- 第5条第1項中「許可」を「条例第6条第1項の規定による許可（以下「使用許可」という。）」に改め、同条を第2条とする。
- 第6条中「許可」を「使用許可」に改め、同条を第3条とし、第7条を第4条とする。
- 第8条中「使用料別表」を「使用料（別表）」に改め、同条を第5条とし、第9条を第6条とする。
- 第10条第1項中「第6条第3項ただし書」を「第9条第3項ただし書」に、「できるのは」を「できるときは」に、「場合」を「とき」に改め、同項第2号中「第5条」を「第8条」に改め、同条第2項中「第6条第3項ただし書」を「第9条第3項ただし書」に改め、同条を第7条とする。
- 第11条中「許可」を「使用許可」に改め、同条を第8条とする。
- 第12条中「野外劇場」を「熊本県野外劇場（以下「野外劇場」という。）」に、「秩序又は風紀」を「公の秩序又は善良な風俗」に改め、同条を第9条とする。
- 第13条中「第5条」を「第8条」に、「許可」を「使用許可」に改め、同条を第10条とする。
- 第14条中「施設」を「施設又は設備」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。
（適用除外）
- 第12条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に野外劇場の管理を行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。
（雑則）
- 第13条 この規則に定めるもののほか、野外劇場の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 別表中「（第8条関係）」を「（第5条関係）」に改める。
- 別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第2条関係）」に改める。
- 別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に改める。
- 別記第3号様式中「（第7条関係）」を「（第4条関係）」に改める。
- 別記第4号様式中「（第10条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

附 則

この規則は、熊本県野外劇場条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第60号）の施行の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第46号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別記第79号様式中「営業」を「事業」に改める。

別記第148号の2様式中「私ども保証人連帯で」を「私ども保証人が連帯して」に、「商法第75条、第147条若しくは第265条又は有限会社法第30条に該当する場合は、社員の過半数の決議、取締役会の承認又は社員総会の認許を受けたことを証する書類。」を「会社法第356条又は第595条に該当する場合は、株主総会の承認又は納税者（特別徴収義務者）である社員以外の社員の過半数の承認（定款に別段の定めがある場合、当該定款の写しを添付）を受けたことを証する書類」に改める。

別記第256号様式中「住民票（商業登記簿）抄本」を「住民票抄本（登記事項証明書）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の熊本県事務取扱規程の規定に基づいて提出されている納税保証書は、改正後の熊本県事務取扱規程の規定に基づいて提出された納税保証書とみなす。

3 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

登載依頼

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

熊本県教育委員会

熊本県教育委員会規則第12号

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を廃止する規則

熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成2年熊本県教育委員会規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第10号

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する規程

熊本県有料駐車場管理規程（昭和55年熊本県公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中第6項を次のように改める。

6 定期駐車券は、当該定期駐車券に記載した利用者及び車輛番号の自動車以外は使用することができない。ただし、法人等の利用であって、管理者が特に必要と認めた場合に限って、別に定める手続により、駐車しようとする自動車の車輛番号を記載することなく、使用することができる。

第6条第2項中「定期駐車券に記載してある」の次に「車輛番号の」、「自動車の駐車に限る」の次に「（第4条第6項のただし書きの適用がある場合を除く。）」を加える。

第10条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、駐車場の管理上特に必要と認めるときは、第4条及び第4条の2の利用の承認を受けた者に対して、利用を制限し、その承認を取り消し、若しくは契約を解除することができる。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

